**[５]傾斜路**（政令第13条・19条　条例第16条）

|  |
| --- |
| **基本的な考え方** |
| 道等から利用居室、車椅子使用者用便所、車椅子使用者用駐車施設まで、高齢者、障がい者等が段なく利用できるようにする必要がある。この章では、建築物内部の傾斜路について解説する。（屋外の傾斜路については、［1］敷地内の通路を参照） |

条例逐条解説　P.29～31、P.79～80

建築設計標準　P2-48

●：政令・条例の基準　　○：望ましい整備

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **建築物移動等円滑化基準** |  | **解説** |
| 一般基準 | 手すり | ●勾配が1/12を超え、又は高さが16cmを超える傾斜がある部分には、手すりを設けること。 |  | 手すりについては、［16］造作設備 参照。 |
| 仕上げ | ●表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。 |
| ●その前後の廊下等との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことによりその存在を容易に識別できるものとすること。 |
| 点状ブロック等 | ●傾斜がある部分の上端に近接する踊場の部分（不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障がい者が利用するものに限る。）には、視覚障がい者に対し警告を行うために、点状ブロック等を敷設すること。ただし、視覚障がい者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める場合は、この限りでない。 |  | 傾斜路の踊場には点状ブロック等の敷設が必要である。ただし、次の場合は規定は適用されない。【国土交通大臣が定める場合】（国土交通省告示第1497号・条例施行規則第5条）・勾配が１/20を超えない傾斜の 上下端に近接するもの・高さが16cmを超えず、かつ 勾配が1/12を超えない 傾斜の上下端に近接するもの・駐車場に設ける廊下等の場合・傾斜がある部分と連続して 手すりを設ける場合点状ブロック等の形状や色等については、［14］案内設備までの経路 参照 |
| ●傾斜がある部分の下端に近接する踊場の部分（不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障がい者が利用するものに限る。）には、視覚障がい者に対し警告を行うために、点状ブロック等を敷設すること。ただし、視覚障がい者の利用上支障がないものとして規則で定める場合は、この限りでない。 |
| 側壁・立上がり | ●その両側に、側壁又は立ち上がり部を設けること。 |  | 視覚障がい者の杖等による危険の認知や、車椅子のキャスターの脱輪防止のため、立ち上がり部は5cm以上設ける。手すりを設けた場合でも必要。 |
| 移動等円滑化経路 | 幅員の確保 | ●幅は、階段に代わるものにあっては120cm以上、階段に併設するものにあっては90cm以上とすること。 |  |  |
| 勾配 | ●勾配は、1/12を超えないこと。ただし、高さが16cm以下のものにあっては、1/8を超えないこと。 |
| 踊場 | ●高さが75cmを超えるものにあっては、高さ75cm以内ごとに踏幅が150cm以上の踊場を設けること。 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **望ましい整備** |  | **解説** |
| 動線計画 | ○できる限り主要な敷地内の通路に併設して設け、最短経路を確保 する。 |  |  |
| 幅員の確保 | ○傾斜路の幅員は、階段に代わるものは150cm以上、階段に併設するものは120cm以上とする。 | 電動車椅子やスポーツ用車椅子など、車椅子によって必要な寸法は異なるので注意が必要。 |
| 手すり | ○手すりは左右両側に設ける。 |  |
| ○出入口付近の手すりには、室名、現在位置等を、点字表記する。 |  |
|  | ○手すりはできる限り連続させ、壁面を手すり子形式とする場合は、基部を5cm以上立ち上げる。 | 手すりについては、［16］造作設備 参照。 |
|  | ○傾斜路の手すりの端部は歩き始めの安定確保や視覚障がい者の利用配慮のため、45cm以上の長さの水平部分を設ける。 |  |
| 水平スペース | ○傾斜路の曲りの部分、折り返し部分、他の通路との交差部分は、150cm以上の水平な踊場を設ける。 |  |

|  |  |
| --- | --- |
| **解説図一覧** |  |
| 表5.1　建築物内に設ける傾斜路の勾配・高さと、手すり・点状ブロック等の関係 | ● |
| 図5.1　廊下に高低差がある場合の傾斜路による段差解消例 | ●○ |

|  |  |
| --- | --- |
| **チェック項目（政令・条例の基準）** |  |
| 一般基準 | ①手すりを設けているか　（勾配1/12を超え、又は高さ16cmを超える傾斜部分） |  |
| ②表面は滑りにくい仕上げであるか |  |
| ③前後の廊下等と識別しやすいものか |  |
| ④踊場への点状ブロック等の敷設　（傾斜部分の上下端に近接する部分） |  |
| ⑤両側に側壁又は立ち上がり部を設けているか |  |
| 移動等円滑化経路 | ⑥幅は階段に代わる場合は120ｃｍ以上、階段に併設する場合は90cm以上であるか |  |
| ⑦勾配は1/12を超えていないか（高さ16cm以下の場合は1/8を超えていないか） |  |
| ⑧高さ75ｃｍ以内ごとに踏幅150ｃｍ以上の踊場を設けているか |  |

●政令・条例の基準

○望ましい整備

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 勾配高さ | １／２０以下 | １／２０より大きく、１／１２以下 | １／１２より大きい |
| １６ｃｍ以下 | 手すり：任意点状ブロック等：任意 | 手すり：任意点状ブロック等：任意 | 手すり：必要点状ブロック等：必要 |
| １６ｃｍより大きい | 手すり：必要点状ブロック等：任意 | 手すり：必要点状ブロック等：必要 | 手すり：必要点状ブロック等：必要 |

●表5.1　建築物内に設ける傾斜路の勾配・高さと、手すり・点状ブロック等の関係

●○図5.1　廊下に高低差がある場合の傾斜路による段差解消例

移動円滑化経路上に段・階段を設けてはならない

廊下

UP

●移動等円滑化経路上に段・階段を設けない

　（傾斜路）

●手すり

○点字表示

［16］造作設備参照

●90cm以上

○120cm以上